

平成22年(ネ)第2665号 損害賠償請求事件

控訴人 槌田 敦

被控訴人 社団法人日本気象学会

控訴理由書

2010年5月17日

東京高等裁判所 第9民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 柳原 敏夫

頭書事件の控訴理由は以下の通りである。

目次

第1、はじめに 本件裁判の最大の争点と一審判決の問題点	1頁
第2、論点1：本論文の掲載拒否問題	
1、問題の所在	5頁
2、被侵害利益の重要性	5頁
3、編集委員会の裁量権の濫用・逸脱(その1：一般論)	6頁
4、編集委員会の裁量権の濫用・逸脱(その2：具体論)	7頁
5、一審判決の誤り	11頁
第3、論点2：大会の一般講演拒否問題	
1、問題の所在	13頁
2、定款の「学術的会合に参加する」の意義	14頁
3、一般講演を認めない例外について	17頁
4、本件大会の一般講演拒否の違法性について	17頁
5、一審判決の誤り	18頁
第4、結語	19頁

第1、はじめに 本件裁判の最大の争点と一審判決の問題点

科学は本来開かれたものでなければならない。それは少数説との科学的論争を通じて発展した科学の歴史自身が証明している。

控訴人（原告）の本論文（甲4）は、今日、地球環境問題の最大の論点である地球温暖化問題について、通説であるCO₂原因説に対して、「温暖化が大気中のCO₂濃度上昇の原因である」と真正面から異議を唱えるものである。

従って、通説が主流を占める被控訴人（被告）も、少数説である本論文に対して、その内容の科学的真実性をめぐって正面から論争をするのが本来の科学的態度である。

ところが、本論文は34年間という長期の気象現象を全期間にわたって逐一分析検討してその特質を導いたものであるにもかかわらず、被控訴人の機関誌「天気」編集委員会（以下、本編集委員会という）は、これを正しく認定せず、本論文を数年間という短期の気象現象の分析検討しただけで、そこで得た結論をそのまま34年間という長期の気象現象の結論としたものであると誤認し、その誤認に基づいて本論文の機関誌掲載を拒否した（甲10）。本編集委員会のこの初歩的にして重大な事実誤認は何の科学的根拠にも基づかず、殆ど「いいがかり、こじつけ」（甲11。本文12行目）としか評しようがないもので、それゆえ科学的態度としてあるまじき失態であるにとどまらず、法律上も違法を免れない。これが本件裁判の最大の争点であり、控訴人の主張だった（訴状5頁）。

これに対し、一審判決は、これを「相応の科学的根拠をもって掲載することはできないと判断したものであるから、不法行為の成立を認めることはできない。」と判断した（14頁下から3行目）。

しかし、被控訴人の拒否理由はそもそも科学的根拠や科学的評価を云々する次元の話ではない。端的に、科学的評価の前提となる事実認定の次元での、しかも初歩的にして重大な事実誤認にほかならない、第一、このような初歩的な事実誤認では「相応の科学的根拠に基づくもの」が登場する余地もない。なぜなら、實際上、本編集委員会も第1回目のコメントから同様の指摘をしていた査読者Bも、控訴人からの回答・反論（甲6[2頁]・甲11）に対し前記認定の「科学的根拠」を何ひとつ示していないのみならず、本編集委員会の前記認定はさながら、以下のケースに比すことができるからである。

・ 経済に関する論文の掲載拒否

「世界経済の動向」という題名の投稿論文において、筆者は、日本のみならず世界各国の経済動向を逐一分析した上で、それらの結論を総合して、世界経済の動向に関する結論を導くという構成で論文を執筆したにもかかわらず、雑誌の編集委員会は、この論文は、日本の経済動向を分析して得た結果をそのまま世界経済の動向に当てはめて、世界経済の動向に関する結論を導いたと理解して、「日本経済の動向から導かれる結論を世界経済の動向の結論とする根拠が示されておらず、説得力がない」として、掲載を拒否した。

・ 人体の病気の有無の判断

大学病院の医師が、或る患者の診断にあたって、人体のすべての部位（臓器）の腫瘍の有無を検査した上で、その患者の腫瘍の有無についての結論を導いたにもかかわらず、大学病院の専門調査委員会は、この診断は、その患者の1つの臓器の腫瘍の有無を検査しただけで、そこに腫瘍がなかったことを理由に、その患者には腫瘍はないという最終結論を出していると理解して、「ひとつの臓器の検査から導かれる結論を、人体全体の結論にまで押し広げているが、そのような考えてよい根拠が示されておらず、説得力がない」と、その医師の診断はおかしいと評価した。

・ 刑事責任の有無の判断

検察官が、殺人罪の公判で、殺人罪の構成要件を逐一すべて立証したにもかかわらず、裁判所は、検察官の立証は、殺意の立証をしただけで、殺意があることが認められたことを理由に殺人罪の要件がすべて備わっているという結論を出していると理解して、「殺意の有無の判断だけで、殺人罪の構成要件がすべて備わっている押し広げているが、そのような考えてよい根拠が示されておらず、説得力がない」と、検察官の立証はおかしいと判断して、無罪を言渡した。

もし被控訴人の本編集委員会の拒否理由が本論文が34年間の気象現象を分析して得られた結論に対する科学的評価に関するものであれば、控訴人もその科学的評価の当否について司法的救済を求めることにはもう少し慎重だったろう。しかし、本件はその類の論文の科学的評価の当否をめぐるデリケートな科学裁判ではない。もともと裁量権を云々する余地のない、科学的評価の前提となる論文の内容の事実認定の次元において、素人でも分かるレベルのことで、なおかつ誤認の結果、論文の内容が全く違ったものになっ

てしまうという意味で、重大な事実誤認の問題である。その結果、この初歩的かつ重大な事実誤認のために、学会会員にとって最も重要で最も基本的な権利（利益）である学会機関誌に投稿する権利（利益）が不当に奪われたのである。これは控訴人にとって、被告学会に参加して、会員向けに研究成果を発表し、会員同士で意見交換を行う機会を不当に奪われるという重大な侵害行為である。

しかし、一審裁判所は、被控訴人の前記拒否行為が、そもそも裁量権を云々する余地のない、科学的評価の前提となる論文の内容の事実認定の次元における初歩的かつ重大な事実誤認にほかならないことを正しく認定せず、論文の科学的評価の当否をめぐるデリケートな問題であるかのように誤認し、その事実誤認に基いて控訴人の主張を斥けた。これは、殆ど被控訴人の前記拒否行為のスタイルの反復であり、一審判決もまた被控訴人の「いいがかり」的な事実誤認に類する「いいがかり」的な事実誤認だと評されても仕方ない。

その結果、今日の極めて重要な問題である地球温暖化問題に関して、被控訴人学会内で、本論文による問題提起や科学論争の機会が不当に奪われてしまった。地球温暖化問題をめぐっては、昨年11月にIPCC¹の「クライメートゲート」事件に端を発して、《温暖化に懐疑的な研究論文の発表を妨害している疑惑が浮かび上がった²》（甲35）と報道される通り、本件の論文掲載拒否と同様の問題が発覚しており、本件を偶発的事件として済ますことはできない。それは地球温暖化問題に対する科学の取組みが至るところで科学本来のあり方から逸脱・暴走していることを疑わせるものである。

その意味で、本裁判はひとり控訴人の権利（利益）救済にとどまらず、地球温暖化問題に対する科学の取組みを正し、市民の信頼を回復する上でも極めて重要な意味を持つ。控訴人が、控訴審で一審判決の誤りが是正されるこ

¹ 気候変動に関する政府間パネル（英語：Intergovernmental Panel on Climate Change、略称：IPCC）とは、国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。（「ウィキペディア」より）

² この問題について、さらに、次のように報道されている。《メールでは、2001年にまとめられたIPCC第3次報告書の代表執筆者のひとりだったジョーンズ所長が、懐疑派の学者に対して「報告書に論文を掲載しない」「論文誌の編集からはずす」「CRUのデータにアクセスさせない」といった圧力を加えたことがつづられている。》（甲36）

とを強く主張する所以である。

第2、論点1：本論文の掲載拒否問題

1、問題の所在

被控訴人の機関誌に寄稿（投稿）することが被控訴人の会員の「特典」として保障されていることは、被控訴人の定款に定める通りである（8条）。

他方で、一般に、投稿論文を機関誌に掲載すべきか否かの判断は投稿論文が「論文の学術的価値・新規性³」（乙2。1枚目右段）等の条件を満たしているかどうかという判断であり、その判断に裁量が認められることは控訴人も承認する。従って、機関誌に論文を投稿することが会員の「特典」であるとはいえ、本編集委員会の投稿論文の掲載の有無を決する判断には裁量が認められる。

しかし、本編集委員会の本論文の掲載拒否の判断に関する限り、これは当てはまらない。なぜなら、その拒否理由は、もっぱら34年間の長期の気象現象を全期間にわたって逐一分析検討してその特質を導いたという本論文の基本的な分析方法を、数年間という短期の気象現象の分析検討して得た結論をそのまま34年間という長期の気象現象の結論としたものであると事実誤認し、その誤認に基いて、両者を同じと考える《説得力のある論拠が示されていません》と評価して本論文の掲載を拒否したものであり、上記拒否の判断にはそもそも裁量の余地がないものだからである。

そこで、このような拒否行為の場合には裁量権の濫用・逸脱として、違法になるのではないかとこれが本件の問題である。

2、被侵害利益の重要性

(1)、一般に、学会とは、《学問や研究の従事者らが、自己の研究成果を公開発表し、その科学的妥当性をオープンな場で検討論議する場である。また同時に、査読、研究発表会、講演会、学会誌、学術論文誌などの研究成果の発表の場を提供する業務や、研究者同士の交流などの役目も果たす機関でもある。》（ウィキペディア）。すなわち、研究者らが学会を結成し、学会に参加す

³ 言うまでもなく、この「学術的価値・新規性」とは通説など特定の見解にとっての価値・新規に限定してはならず、全ての科学的な見解にとっての価値・新規という意味である。

る目的は、第1に、自己の研究成果を公開発表し、その科学的妥当性をオープンな場で検討論議するためである。従って、学会の会員にとって、機関誌に自己の研究成果を公開発表したり、学会の大会で自己の研究成果を公開発表し、検討論議することは、この目的から直接派生する最も基本的、最も重要な権利または利益であり、まさに、団体の構成員にとっての自益権に対応・相当する。それが被控訴人が定款8条(甲22)で、会員の「特典」として明記する、

- ・ 機関誌に寄稿(投稿)すること、
- ・ 学会の大会など学術的会合に参加すること

の権利または利益にほかならない。

(2)、従って、一般に、学会の投稿論文の掲載を判断する編集委員会や大会の講演の運営を行う講演企画委員会は、業務を遂行するにあたって、会員にとって最も基本的、最も重要な上記の権利または利益を不当に損なうことのないように注意する責任(注意義務)がある。

3、編集委員会の裁量権の濫用・逸脱(その1:一般論)

(1)、前述の通り、一般に、学会の投稿論文の掲載を判断する編集委員会には裁量権がある。そこで、いかなる範囲で裁量権があるか、言い換えれば、いかなる場合にはいわゆる裁量権の濫用・逸脱となり、違法となるか、が問題となる。

(2)、この点、本件の裁量権の濫用・逸脱の判断基準を考える上で、同じ民事の裁量権の濫用・逸脱のケースである取締役の注意義務違反(裁量権の濫用・逸脱)の判断基準を援用するのが適切である。なぜなら、第一に、両者は共に民事の裁量権の問題であり、第二に、経営について、経営判断という裁量権を有し、なおかつ注意義務を負う取締役の注意義務違反(裁量権の濫用・逸脱)の問題は、論文の掲載の判断について、「論文の学術的価値・新規性」等の条件を満たしているか否かの判断という裁量権を有し、なおかつ会員の特典を損なうことがないように注意義務を負う本編集委員会の注意義務違反(裁量権の濫用・逸脱)の問題と基本的な共通性を有するからである⁴。

⁴ もちろん、取締役は権限内の全ての経営事項について取締役会で多数決により決議するのに対し、編集委員会は、投稿論文が科学上の真理であるかについて多数決により決議することはあり得ない(それは科学論争を通じて吟味すべきでことである)という違

(3)、そこで、経営判断について取締役の注意義務違反(裁量権の濫用・逸脱)の有無を論じた判例によれば、次のいずれかの場合には取締役の注意義務違反、すなわち裁量権の濫用・逸脱があったとされ、違法を免れない(甲37参照)⁵。

- ・判断の前提となった事実認識を不注意で誤ったこと
- ・事実に基づく判断の過程または内容が著しく不合理であったこと

(4)、従って、この判断基準を援用すれば、本件においても、次のいずれかの場合には本編集委員会の注意義務違反、すなわち裁量権の濫用・逸脱があったとされ、違法を免れないと解するのが適切である。

- ・判断の前提となった事実認識を不注意で誤ったこと
- ・事実に基づく判断の過程または内容が著しく不合理であったこと

4、編集委員会の裁量権の濫用・逸脱(その2:具体論)

(1)、それでは、本編集委員会の本論文に対する掲載拒否は、裁量権の範囲内であろうか、それとも裁量権の濫用・逸脱に該当するだろうか。

結論として、それは明らかに裁量権の濫用・逸脱に該当する。理由は以下に述べる通りである。

(2)、本編集委員会の拒否理由

まず、本編集委員会の拒否理由については次の通りである。

《原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行する(位相が進んでいる)ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされておりますが、両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点においての説得力のある論拠が示されていません》。(甲10。2009年2月12日付「天気」編集委員会から原告への書面1頁下から10行目～)

いがあり、その意味で、科学上の真理か否かは本来的に裁量事項ではない。

⁵ 尤も、判例の表現は、判断の前提となった事実認識を不注意で誤りがなく、および、事実に基づく判断の過程・内容が著しく不合理ではないこと、その場合には、たとえ会社に損害を与えたとしても注意義務違反にはならない、という論じ方をしている。これに対し、本件ではその反対側から、注意義務違反になる場合の要件として論じている。

ところで、上記拒否理由は次の3つのレベル(要素)から構成されており、以下、順番にその問題点を検討する。

- ・ 本論文の評価の前提となった「事実認識」のレベル
- ・ 上記の前提事実に基づく判断の「内容」のレベル
- ・ 上記の前提事実に基づく判断の「過程」のレベル

(3)、拒否理由の検討1 (本論文の評価の前提となった「事実認識」)

ア、本論文の評価の前提となる本論文の内容という事実について、本編集委員会は次の通り認定した。

(ア)、本論文は、数年間という短期の気象現象の分析検討しかしておらず、34年間という長期の気象現象の分析検討はしていないこと。

(イ)、34年間の長期の気象現象の結論は数年間の気象現象の分析検討から得られた結論をそのまま当てはめていること。

(ウ)、短期の気象現象の分析から得られた結論が34年間の長期の気象現象の結論と同一であることの根拠は示されていないこと。

イ、しかし、上記事実認定は次の点で重大な事実誤認をおかし、不注意極まりない。

本論文は、控訴人が首尾一貫して指摘してきた通り(甲6・同11) 34年間の長期の気象現象を全期間にわたって逐一分析検討してその特質を導いたものであり、数年間という短期の気象現象の分析検討しかしていないということはあり得ない。どこにそのような科学的根拠があるのか、控訴人の再審査の要求(甲11) に対しても本編集委員会は一つも示すことができなかった(同じく、本裁判の一審においても被控訴人は示すことができなかった)ウ、他方、日本物理学会は、学会誌の本年4月号に、本論文(甲4)と基本的に同一内容の論文(甲29)を掲載したが(甲44) この掲載の過程で、控訴人は、被控訴人の本編集委員会がおこなった上記事実認定のような指摘を日本物理学会から一度も受けなかった。ここからも、上記事実認定は誤ったものであることが明らかである。

ちなみに、この掲載の事実、本論文が被控訴人の機関誌に掲載されるだけの条件を満たしているものであることを強力に推定するものでもある。

(4)、拒否理由の検討2 (上記の前提事実に基づく判断の「内容」)

上記の前提事実の認定に基づいて、本編集委員会は本論文を次のように評価した。

短期の気象現象の分析から得られた結論が34年間の長期の気象現象の結論と同一であることについて、説得力のある論拠が何も示されていない点で論文として不適切である、と(甲10)。

しかし、本論文はもともと34年間の長期の気象現象を全期間にわたって逐一分析検討してその特質を導いたものである。言うまでもなく、前記の《説得力のある論拠》を示す必要がない。

ところが、前提事実の誤認のために、この《説得力のある論拠》が示されていないことが問題視され、論文として不備であるとされたことは不合理極まりない。

(5)、拒否理由の検討3(上記の前提事実に基づく判断の「過程」)

本編集委員会の判断の過程においても、次の諸点において看過できない不合理が存在する。

ア、「数年間の短期の気象現象の分析結果をそのまま34年間の長期の気象現象の結論としたが、両者を同じと考える論拠を示していない」という事実認識について、本編集委員会は《両査読者が指摘するように》と説明したが、しかしこれは事実と相違する。なぜなら、査読者Aは当初の2回のコメントでそのような指摘を全くしていないからである。本編集委員会が最終結論を示した書面の中で(甲10)Aは初めて、本編集委員会と歩調を合わせるように、根拠も示さず唐突に、この指摘をし始めたのであり(甲10。Aのコメント)その指摘の仕方は不自然極まりない。

イ、他方、査読者Bは、当初から前記事実認識を指摘していたが(甲5。B氏のコメント1頁「全体的なコメント」)しかし、それは単に「 と解釈できる」とあるだけで、どうしてそのように「解釈できる」のか、その科学的根拠が全く示されず、なおかつ、控訴人から、それがBの誤読であることを明らかにした回答(甲6)に対しても、Bは積極的な根拠をひとつも示していない(甲7。Bのコメント1頁)。

ウ、本編集委員会の最終結論においても、既に前記事実認識が誤認であることを控訴人が反論・回答している(甲6)のであるから、前記事実認定を維持するのであれば、その積極的な根拠を示すべきところ、何ひとつ示さなか

った。

エ、さらに、本編集委員会の掲載拒否の最終結論の通知（甲10）に対し、控訴人から、論拠を具体的に示して前記事実認定の誤りを指摘した再審査の要求（甲11）が出されたが、本編集委員会は前記事実認定を引き続き維持したにもかかわらず、なぜそれが維持できるのかその科学的根拠を示して説明することを全くしないまま一方的に打ち切った（甲12）。とりわけ、控訴人は再審査の要求（甲11）の中で、本編集委員会の前記事実認定を《「いいがかり、こじつけ」に類するもの》と厳しく批判したのであり、もし前記事実認定が真実、「いいがかり、こじつけ」でないならば、通常なら、こんな言い方をされて言われっぱなしに済ますことはせず、身の潔白を晴らすため、控訴人に対し、科学的根拠を示して毅然と反論する筈である。しかし、本編集委員会はそうした身の潔白を晴らす行為にも出なかった。

オ、なお、事案解明の見地から、以上の本編集委員会の判断の過程における不合理性の立証に完璧を期すために、今後、本編集委員会の委員長と両査読者の証人尋問を予定している。

(6)、小括

以上より明らかな通り、本編集委員会は、本論文の評価にあたって、

・判断の前提となった事実認識を「いいがかり」的な誤認と言わざるを得ない、初歩的なレベルで誤ったのみならず、

・上記の前提事実に基づく判断の内容もまた、「いいがかり」的な著しく不合理なものになっており、

・上記の前提事実に基づく判断の過程も、不自然、不合理、不誠実なものとなっており、

そのいずれをとっても、本編集委員会の注意義務違反、すなわち裁量権の濫用・逸脱があったとされ、違法を免れないのは明らかである。

(7)、本編集委員会の掲載拒否が意味するもの

以上の通り、本編集委員会は、本論文を、論文評価の次元で掲載拒否するのではなく、論文評価の前提となる論文の内容の事実認定の次元で、「いいがかり」的な誤認をして、それに基づいて掲載拒否した。では、なぜ、本来の掲載判断のやり方に従い、堂々と論文評価の次元で掲載拒否をせず、このような

異常とも見える姑息なやり方で掲載拒否に出たのだろうか　それは、冒頭に指摘した「クライメートゲート」事件で発覚した《温暖化に懐疑的な研究論文の発表を妨害している疑惑》と同様、本論文が被控訴人学会の主流を占める通説と対立する少数説だからである。

この態度は自説と対立する少数説を排除するという態度であり、科学は開かれたものでなくてはならないという科学本来のあり方を否定するものである。結局、被控訴人の拒否行為は、控訴人の特典（権利または利益）を損なったにとどまらず、科学者の集団であることを自ら否定する重大な自殺行為にほかならない。この意味で、被控訴人の上記振舞いは、学会本来の機能を喪失していると評されても仕方なく、このような場合には本編集委員会の掲載拒否を自主的、自律的な解決に委ねて正常化をめざすことは期待可能性がないと言わざるを得ない。

5、一審判決の誤り

(1)、裁量権の濫用・逸脱の判断基準の誤り

裁量権の濫用・逸脱の判断基準について、一審判決は次のように判断した。《投稿された論文が「天気」に掲載されなかったことが不法行為に該当するためには、編集委員会において、一般の論文について採用している査読制度によらず、当該分野の専門家である査読者の意見を聞くことなく採用を拒否したり、査読者が採用を求めているのに科学的根拠を欠いたまま拒否するなど、およそ科学的根拠と無関係な理由により、すなわち、「論文の内容」と無関係に論文の掲載拒否し、「論文の内容によって」採否を決すべきものとして細則の規定の趣旨に明らかに反するような場合に限り、不法行為が成立するというべきである。すなわち、仮に当該掲載拒否の理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない。》（14頁10～20行目）

しかし、第一に、これはいかなる判断基準なのか、不明確であるばかりか、第二に、民事の裁量において、なぜこれが裁量権の濫用・逸脱の判断基準になり得るのか根拠を全く明らかにしておらず、とくに経営判断における取締役の裁量権の濫用・逸脱との関係で、なぜこれと異なる独自の判断基準が妥当なのかその根拠は全く明らかにされておらず、さらには、行政裁量の裁量権の濫用・逸脱の判断基準と比べても、なぜこれと異なる独自の判断基準

が妥当なのか、その根拠も全く明らかにされていない。

第三に、判決によれば、「仮に、当該掲載拒否の理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」が、しかし、この判断基準は科学論争自体を否定するものである。なぜなら、科学論争とは元々いずれも相応の科学的根拠を有する相対立する見解同士が論争しあうことであるから、相応の科学的根拠を有するかどうかで対立する見解を斥けることはあり得ない。ところが、判決のように、機関誌掲載を拒否する理由が「論文内容が学術的価値・新規性等の条件を満たしていない」からではなく、「相応の科学的根拠に基づくこと」でよいとしたならば、科学論争の渦中にある投稿論文はたとえどんなに学術的価値・新規性等の条件を満たしていても、対立する見解の「相応の科学的根拠」によって掲載拒否が正当化されてしまう。それは事実上、多数説の「相応の科学的根拠」により少数説の投稿論文の掲載拒否が正当化されることを意味し、かくして、機関誌上における科学論争が否定されてしまうことになるからである（甲34 樋田陳述書(5)参照）。すなわち、判決のこの判断基準は「判断の内容が著しく不合理」な結果をもたらし、失当である。

第四に、判決によれば、「査読制度によらず、当該分野の専門家である査読者の意見を聞くことなく採用を拒否したり」する場合に限り不法行為は成立する。すなわち、形式的にせよ査読制度が履行されていれば不法行為は成立しないことになる。しかし、そもそも裁量権の濫用・逸脱とはそのような外形的、形式的な判断ではない。判断の「内容」はむろんのこと、判断の「過程」においても、著しく不合理な事情があったかどうかを実質的に判断しなければならない。つまり、本件において、査読過程と編集委員会の審査過程を検討して、そこに著しく不合理な事情があったかどうかを具体的に吟味しなければならない。

以上の通り、このような判断基準を裁量権の濫用・逸脱の判断基準として認めることは到底できない。

(2)、本編集委員会の拒否理由の認定の誤り

本編集委員会の拒否理由について、一審判決は次のように判断した。
《相応の科学的根拠をもって掲載することはできないと判断したものである

から、不法行為の成立を認めることはできない。》(14頁10～ 行目)
つまり、本編集委員会の拒否理由は、相応の科学的根拠をもって掲載することはできないと判断したものである、と。

しかし、詳述した通り、この事実認定は誤認も甚だしい。なぜなら、甲10で本編集委員会が示した拒否理由とはそもそも「相応の科学的根拠」も科学的評価も登場する余地のない、端的に、科学的評価の前提となる論文内容(しかも、それはごく初歩的な内容である)を把握するという事実認定の次元のことだからである。それは、控訴人の度重なる回答・質問(甲8・同11)に対して、査読者Bも本編集委員会も、「相応の科学的根拠」を何ひとつ示すことができなかつたことから明らかである。

すなわち、本編集委員会の拒否理由を正しく事実認定すれば、それは「相応の科学的根拠」も科学的評価も登場する余地のない、端的に、科学的評価の前提となる事実認定の次元のことで、なおかつそこには初歩的にして重大な事実誤認が認められる。

以上の事実認定を前提にすれば、本編集委員会の掲載拒否が裁量権の濫用・逸脱に該当するのは明らかであり、違法であると言わざるを得ない。

第3、論点2：大会の一般講演拒否問題

1、問題の所在

被控訴人の講演企画委員会(以下、本講演企画委員会という)は、本論文を主な内容とする控訴人の一般講演(以下、本一般講演という)の申し込みに対し(甲15)《ご発表は学術的講演ではな》いという理由で、本一般講演拒否した(甲18)。

そこで、本講演企画委員会の前記拒否行為は、会員である控訴人の「特典」を不当に奪うものであり、違法を免れない。これが問題となった。

ところが、一審判決は、そもそも大会で一般講演をすることは会員の「特典」ではないから、理由の如何を問わず拒否しても違法にはならないと判断した(15頁16行目以下)。

つまり、一審判決は、「論文の学術的価値・新規性」等を条件とする「機関誌への論文投稿」は会員の特典として認めたが、「論文の学術的価値・新規性」等を条件とせず、単に内容が気象学とは全く無関係なものとか極めて非合理

的・非論理的といった特殊な場合を除外事由として（乙3。5枚目）それ以外は全て認められる「大会での一般講演」は会員の特典として認めなかった。しかし、このような定款8条の解釈は、学会結成の根本目的に照らし、また学会の大会運営の実態に照らし、現実と余りに遊離した机上の解釈でないかこれが論点2の問題である。

2、定款の「学術的会合に参加する」の意義

(1)、結論

定款8条2号にいう「学術的会合に参加する」とはその主要な意義として「会員が学術的会合で一般講演などの研究発表を行うこと」であると解するのが正しい。理由は以下に述べる通りである。

(2)、理由

ア、理由1：被控訴人の細則第11条（甲23）

「学術的会合」の意義を定めた下記の細則第11条によれば（下線は控訴人による）、「学術的会合」の第一の目的が会員自身による研究発表を行うものとなっている以上、その「学術的会合に参加する」とは「会員が一般講演などの研究発表を行うこと」という意味であることは自明である。

記

第11条 本会は、次の学術的会合を開く。

- 1 . 大会 毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行う。
- 2 . 例会 原則として毎月1回、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う。

イ、理由2：被控訴人自身の大会告示（乙3）

(ア) 大会告示の構成

大会告示は、 . 大会参加手続き（乙3。1頁）という見出しに続いてその具体的内容として、次の順番で小見出しが書かれている（下線は控訴人による）。

- 1 . 講演を行う場合の参加申込方法
- 2 . 講演をしない（聴講のみ）場合の参加手続き

つまり、大会告示の構成からすれば、被告の大会に「参加」するとは、

・何よりもまず講演を行うことであり、例外的に　・講演をしない（聴講のみ）場合もあるという意味であることが明らかである。

(イ) 講演の「資格」について

大会告示の　・研究発表要領に次の記載がある(下線は控訴人による)。

《4. 口頭発表の概要

口頭発表の講演時間は全て同一とします。1件あたりの講演時間は、口頭発表に配分された時間の総計を申込件数で割ったものを目安として講演企画委員会が決定　》(乙3。4頁)

つまり、口頭発表の講演時間は、申込件数に基いて1件あたりの講演時間を算出するとしている。ここから、会員が申込資格さえ満たして申込をすれば原則として講演が認められるものであること、すなわち、会員にとって大会での一般講演が会員の特典であることが明らかである。

(ウ) 講演申込後の変更の扱い

大会告示の　・大会参加手続きの、1. 講演を行う場合の参加申込方法に、次の記載がある(下線は原文のまま)。

《・講演申込み締め切り(2月17日(火))までは、ウェブサイト上において、一旦申し込んだ講演申込の登録内容の修正や予稿原稿の差し替えなどを行うことができます。ただし講演のキャンセルはできません。》(乙3。2頁)

つまり、いったん申し込んだ講演に対して、「講演をキャンセルすること」は禁じられるが、それ以外の変更なら問題ないとしたものである。それは、申込があれば原則として一般講演が認められるものだからこそ、その変更も認められるということを示したものである。この点からも、会員にとって大会での一般講演が会員の特典であることが明らかである。

ウ、理由3：他の学会の大会の参加について1（日本物理学会）

被告と同様の自然科学系の学会である日本物理学会においても、会員が大会に参加することの主要な意味は、大会において講演をすることである。理由は以下に述べる通りである。

日本物理学会の定款には次のように定められている(下線は控訴人による)。

《第11条 会員は、本会の催す年次大会および大会に参加することができる。》(甲38)

そして、日本物理学会のホームページには、物理学会の年次大会・秋（春）季大会の説明として、次のように書かれている（下線は控訴人による）。

《日本物理学会では、毎年、春と秋に全国規模の学術講演会を開催しています。物理学会では広範な物理学の内容を19の領域に分類しています。これらの全領域に関して一つの会場で開催する講演会を年次大会と呼びます。一方、素粒子・核物理・宇宙線などの6領域と、物性を中心とした13領域とが別の会場を設定する講演会を秋季（春季）大会と呼びます。どちらの大会においても合計約5,000名の研究者が参加し、3,600件におよぶ講演と活発な討論が行なわれます。一般講演（口頭・ポスター）に加えて、総合講演（年次大会のみ）やシンポジウムなども開催されます。》（甲39）

つまり、大会とは研究者の「講演と活発な討論」の場であり、そこでの一般講演申込について、講演募集要項には、講演発表者の資格はただ1つ「本会会員であること」、その上で「大会参加の登録を済ませてあること」で足りるとしている（甲40）。

講演募集要項には、これ以外に講演の条件に関する規定はなく、むしろ、
《E．講演申込数

特に制限なし》（甲40）

となっていることから、以上の要件さえ満たせばすべての会員が講演ができることが導かれる。

ここから、日本物理学会の定款にある「会員が大会に参加することができる」の主要な意味とは、会員が講演をして研究発表することができることであることが明らかである。

ウ、理由4：他の学会の大会の参加について2（情報処理学会）

また、技術系の学会である情報処理学会においても、会員が大会に参加することの主要な意味は大会において講演をすることである。理由は以下に述べる通りである。

情報処理学会の講演募集要項には、講演資格とセッションの説明という表に次の記載がある。

一般講演・デモセッションの資格 「不問」（甲41）。

その際、講演内容として、
《 * 全国大会にふさわしい内容を備えたものとします(情報技術の振興に寄与する研究成果の発表) 。

* 発表は日本語または英語とします 》(甲 4 1)
とだけあるだけで、それ以外何も条件はないので、つまり、情報処理学会の会員であれば、当然、大会で講演をする特典が与えられることを意味する。

エ、小括

以上から、大会に参加するとはその主要な意義として「会員が一般講演などの研究発表を行うこと」であると解するのが正しいことが明らかである。

3、一般講演を認めない例外について

以上から、被控訴人の定款は会員の特典として、会員は「この法人の催す各種の学術的会合に参加すること」を規定しているが(8 条 2 号) この「参加すること」の主要な意味は「会員が一般講演などの研究発表を行うこと」である。尤も、被控訴人は大会告示で次のように定めている。

《 8 . その他
申込まれた予稿の内容が , (ア) 気象学とは全く無関係である , (イ) 極めて非合理的・非論理的である , (ウ) 他者を誹謗中傷する部分がある , 等の理由により , 講演を認めることが適当でないと講演企画委員会が判断した場合には , 講演を認めないことがあります 》(乙 3 。 5 枚目)

つまり、会員が大会で一般講演などの研究発表を行うことを特典と認める一方、上記(ア) ~ (ウ) のような特殊、異常な場合に限って例外的に講演を認めないことにしたものである。

4、本件大会の一般講演拒否の違法性について

では、本論文を主な内容とする控訴人の本一般講演は、上記(ア) ~ (ウ) のような特殊、異常な場合の例外に該当するだろうか。

結論として、本一般講演は上記例外に該当しない。理由は以下に述べる通りである。

もともと本一般講演の主たる内容は本論文(甲 4) そのものであり、本論

文の両査読者から科学的論文としての、それも高いレベルの科学的論文としての評価を受けているものであり、本一般講演が《学術的講演》であることは火を見るよりも明らかだからである。本講演企画委員会がこれを《ご発表は学術的講演ではな》いと評価するのは、単に控訴人に対する《誹謗中傷》にとどまらず、本論文の両査読者に対する《誹謗中傷》にもなっている《極めて非合理的・非論理的》な判断と言わざるを得ない。

以上から、本講演企画委員会の拒否行為は控訴人の特典を不当に侵害するもので、違法であることは明白である。

尤も、控訴人としては、立証責任に完璧を期す見地から、被控訴人の一般講演に関する大会運営の実態および本一般講演に対する《ご発表は学術的講演ではな》いという評価の具体的な意義について明らかにするために、今後、本講演企画委員会の委員長の証人尋問を予定している。

5、一審判決の誤り

定款8条2号にいう「学術的会合に参加する」の意義について、一審判決は次のように判断した。

《被告定款8条2号は、被告会員は「この法人の催す各種の学術的会合に参加すること」ができると規定しているから、被告の会員には、学術的会合に参加する権利があるということが出来る。そして、学術的会合に参加する権利とは、学術的会合に出席するという意味での具体的権利をいうにとどまり、被告会員旨らが研究発表を行うことについては全く触れられていないから、自益権として研究発表の具体的権利あるいはその法的利益が保障されているということとはできない。》(15頁16～22行目)

このうち、一審判決が、被控訴人定款8条に定める「特典」を「権利」(自益権)として認めた点は適切である。

しかし、「学術的会合に参加する」の意義を「学術的会合に出席する」と解したことは、第3、1で詳述した通り、そもそも学会参加の根本目的に照らし、また学会の大会運営の実態に照らして、余りにも現実から遊離した空疎な解釈と言わざるを得ない。第一、単に「学術的会合に出席する」だけであれば、別に会員にならなくとも、参加費さえ払えば非会員でも自由に出席できるからである(甲42・同43参照)。

第3、1で詳述した通り、「学術的会合に参加する」ことの主要な意義は「会

員が一般講演などの研究発表を行うこと」であると解するのが正しく、その限りで、一審判決の上記判断は誤っている。

第4、結語

以上の通り、一審判決は、第1の論点（論文の掲載拒否）について、裁量権の濫用・逸脱の判断基準を誤ったのみならず、被控訴人編集委員会の拒否理由の事実認定を誤った結果、同編集委員会の拒否行為が違法であることを見抜けなかったものであり、第2の論点（大会の一般講演拒否）について、定款8条の解釈を誤った結果、被控訴人講演企画委員会の拒否行為が違法であることを見抜けなかったものであり、いずれも取り消しを免れない。

以 上